

2026年度スノーリゾート関係調査業務 仕様書

1 業務の名称

2026年度スノーリゾート関係調査業務

2 業務の背景及び目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬期の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、海外市場を対象として、各種統計データや既存調査、定量調査等を活用した分析を行い、スノーリゾート誘客における市場特性や旅行者ニーズ、行動特性等を把握するとともに、市場規模・成長性、誘客可能性、札幌との親和性、観光消費への波及可能性等の観点から市場・ターゲットを比較・評価する。

その上で、優先的に取り組むべき重点市場（国・地域）及び重点ターゲット層を明確化し、その選定根拠、優先順位及び今後の取組に向けた位置付けを整理する。

また、重点市場・ターゲットに加え、将来的に取り組むべき市場も含め、市場ごとの特性や成長可能性等を踏まえた今後4年間の取組の方向性、優先順位及び段階的な誘客施策の展開を整理し、委託者のアクションプランの策定及び次年度以降の戦略的な取組の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から2027年3月31日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 業務内容

(1) 机上調査による有望市場の抽出

国内外の既存統計及び市場データ等を用いて、札幌市のスノーリゾート誘客における市場全体を整理したうえで、有望である訪日旅行市場候補を整理すること。市場の評価にあたっては、単一の指標による評価ではなく、複数の指標を用いて各市場を比較・評価し、札幌のスノーリゾート誘客における有望性及び優先順位を整理すること。

1 調査項目例

訪日旅行市場規模、スキー・スノーボード人口、経済成長性、冬季訪日・訪道・訪札幌実績、旅行消費額、滞在日数、航空路線等アクセス状況、スキー・雪体験需要、札幌との親和性等

2 成果イメージ

候補国・地域の市場規模評価一覧表、市場規模評価マトリクス、候補市場の優先順位整理、対象市場の選定根拠

※ターゲット国・地域候補の選定については以下調査も参考とすること。また委託者が保有する調査結果については適宜提供する予定であり、受託者は必要に応じこれら进行分析に活用すること。

[「スノーリゾート推進に係る基礎調査報告書（令和2年3月）」](#)

(2) ターゲット候補国・地域の調査

(1)で抽出した候補市場について、各市場における旅行者の特性、スキー・スノーボード

等の経験、雪体験に対する需要、旅行目的・行動、スノーリゾート旅行者としての成熟度及び将来的な成長可能性等を把握・分析するための調査を実施すること。手法はオンライン、オフライン含め問わないが、(1)で選定した複数の候補市場について、市場特性及びターゲット特性を把握するための調査を実施し、定量的な調査結果を基にした候補市場ごとの旅行者ニーズ、旅行形態、雪・スキーへの関与度、情報収集行動及び来訪決定要因等を把握すること。なお、対象市場は欧米豪、アジア圏それぞれ2市場以上、国は5カ国程度以上を目安とし、候補市場については、以下資料も参考にすること。またターゲット分析は【誘客戦略1】、【誘客戦略2】も参考にすること。

「[スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略](#)」

- ・【誘客戦略1】スキーが主目的の観光客を札幌に誘客
- ・【誘客戦略2】札幌観光が主目的の一般旅行者を雪遊びやスキーに誘導

1 市場特性分析

冬季旅行ニーズ、訪日意向、スキー実施意向・技術度、雪体験ニーズ、北海道・札幌の認知状況、来訪動機、旅行形態、旅行手配方法、情報接触・収集行動等

2 ターゲット分析

基本属性（国・地域、年代、性別、所得等）、同行形態（家族、友人、カップル等）、雪関与度（滑走、雪遊び、観光のみ等）、旅行行動（泊数、滞在日数、消費額、旅行頻度、リピート意向等）、競合エリア、意思決定要因（情報源、来訪理由等）、旅行スタイル・価値観（ライフスタイル）等

(3) 重点ターゲットの分析・具体化

机上調査や定量調査の結果を踏まえ、各市場における旅行者の特性やニーズ、旅行行動等を分析するとともに、札幌との親和性、誘客可能性、観光消費への波及可能性、市場規模及び成長性等の観点から、市場・ターゲットを比較・評価するための指標及び分析手法を設定すること。

その上で、国・地域単位にとどまらず、年代、同行形態、旅行目的、スキー・雪体験への関与度等を踏まえて具体的な旅行者セグメントを整理し、重点的に取り組むべき市場・ターゲットを明確化するとともに、各市場・ターゲットの優先順位及び今後の取組に向けた位置付けを示すこと

1 想定する整理例

国・地域、年代、同行形態、消費額、滑走志向、雪体験志向、来訪可能性、平均泊数、滞在傾向、成長性、市場規模、札幌との親和性等

2 成果イメージ（例）

成果物イメージ：4か年ロードマップ、ポートフォリオ分析等

重点ターゲット例：オーストラリア・ファミリー滑走層、米国（西海岸）・上級滑走層、香港・観光・滑走併用型旅行者、台湾・雪体験志向層等

(4) 誘客に向けたロードマップとアクションプランの策定

今回の定量調査の対象として選定した重点市場・ターゲットに加え、定量調査の対象外となる市場についても、市場特性、成長可能性、札幌との親和性等を踏まえて今後の取組の方向性や優先順位を整理し、各市場について誘客施策の展開等をどのような順序・時期で進めていくのかについて、今後4年間のロードマップを示すこと。

その上で、市場ごとの育成方針、追加調査・検証の実施時期、プロモーション等の取組開始時期を整理するとともに、プロモーション、商品造成、受入環境整備、広域連携、情報発信等の観点から、具体的なアクションプランを示すこと。

(5) 今後の調査・検証への提言

本業務の調査・分析結果を総合的に踏まえ、今後の戦略策定・施策展開に向けて、現時

点で把握が不足する事項や継続的に検証すべき事項を整理するとともに、追加調査・検証の必要性、優先順位及び実施時期等について具体的に示すこと。また、今後の市場環境や旅行者ニーズの変化を踏まえ、重点市場・ターゲットの見直しを行うための考え方や検証方法についても提言すること。

(6) 実施結果の報告

本業務の実施概要、調査結果及び分析結果等を取りまとめ、重点市場・ターゲット及び将来的に取り組む市場を含む市場別のロードマップ・アクションプランを含む報告書を作成して提出すること。なお、当該報告書は、画像や図表、数値データを用いて、今後の取組の参考となるような、できる限り分かりやすいものにすること。

5 成果物

受託者は以下の成果物を提出すること。

① 業務完了届

② 報告書

※重点市場・ターゲットの選定結果、調査対象外市場を含む市場別ロードマップ及びアクションプラン、今後の調査・検証への提言等を含むものとする。

③ 報告書概要版

④ 参考資料一式

⑤ 上記②～④の電子データ

・成果報告書 PDF形式及びPPTX形式

・調査結果の詳細データ Excel形式又はWord形式（表、グラフ、図等）

※定量調査の結果については、今後の施策検討等に使えるよう、加工しやすい表形式で提出すること。

・参考資料：PDF形式、Microsoft Word形式、Excel形式のいずれか

6 履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

- 1 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- 2 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 3 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- 4 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(3) 環境への配慮

- 1 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- 2 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- 3 ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 4 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 5 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- 6 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他必要事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。